

審査の結果の要旨

氏名 西岡 大輔

貧困世帯における収入減少は健康や健康行動を変化させるが、生活保護受給者に対する給付額減少が医療費に与える影響は検証されていない。生活保護受給世帯への児童養育加算は第1子が3歳になると5,000円減少する。本論文は、5つの自治体の福祉事務所の生活保護管理データと医療扶助レセプトデータを用い、不連続回帰分析の手法によって給付額減少が世帯医療費に与える効果を検証した論文であり、以下の結果を得ている。

合計476世帯が研究対象となり、観察世帯数は4,893世帯-月(11,032人-月)であった。第1子が3歳になる閾値時点に含まれている観察世帯数は106で、世帯の特性には第1子が閾値前後で大きな変化はなかった。世帯の月額医療費を被説明変数とした不連続回帰分析の結果、世帯の月額医療費は閾値前後で24,857円上昇した。(95%信頼区間:2,540,47,174)。医科外来医療費、入院医療費、調剤医療費に層別した分析では、医科外来医療費では9,672円(95%信頼区間:-47,19,391)、入院医療費では6,428円(95%信頼区間:838,12,019)、調剤医療費では4,978円(95%信頼区間:-3,097,13,051)であった。これは、各月齢時点の観察対象者にしめる受診者の割合が2.4%(95%信頼区間:-1.1,5.8)閾値前後で上昇したことと、第1子以外の世帯員の個人の外来受診回数の閾値前後での増加(0.45回/レセプト,95%信頼区間:0.30,0.61)によって説明された。一方、1外来受診あたりの医療費にはほとんど変化がなかった(-6.3円,95%信頼区間:-1385,1372)。各世帯類型に層別した分析では、ひとり親世帯における閾値前後の世帯の月額医療費の変化量は19,755円(95%信頼区間:-13,617,53,127)で、高齢者世帯における閾値前後の世帯の月額医療費の変化量は81,612円(95%信頼区間:3,527,159,698)であった。自治体ごとの層別分析では、1つの自治体を除いて閾値前後での医療費の増加がみられた。

以上、本論文は、医療費の窓口支払いが不要な生活保護受給世帯への月あたりの給付額の減少が、減少時点での世帯医療費の増加を引き起こすことを明らかにした。児童養育加算などの生活扶助と医療費の給付などの医療扶助をともに公的に支出している行政にとっては、給付額の減少は逆説的に費用負担を増やす結果であった。本研究は、生活保護受給世帯に対する給付額の変化の財政影響を評価するしくみの必要性について提示した研究であり、生活保護行政に重要な貢献を果たすものであると考えられる。

よって本論文は博士(医学)の学位請求論文として合格と認められる。